

臨時教員等（常勤講師）の登録者募集

募集職種

常勤講師

※ フルタイムの臨時的任用職員（地方公務員法第22条の3）

業務を行う上で必須となる資格・職務経験等

教育職員高等学校普通免許状

所属・勤務場所

山形市立商業高等学校（山形市あかねヶ丘一丁目9-1）

業務内容

山形市立商業高等学校常勤講師

任用期間

令和7年4月1日以降

任期は6か月とし、更新の上限は1回までとなります。

給与等

月額 245,700円から（大学4年卒基準）

職歴等がある場合は、基準により加算されます。

その他、山形市立商業高等学校の教育職員の給与等に関する条例によります。

また、通勤手当を別途支給します。

勤務形態等

8:30～17:00（休憩45分）

月曜～金曜（週5日） 1日7時間45分勤務

加入保険等

- ・ 市町村共済組合、互助会
- ・ 厚生年金保険
- ・ 災害補償の適用あり

登録手続き等

登録票及び教員免許状の写しを山形市教育委員会学校教育課へ提出してください。その際、面接をさせていただきます。

（提出の際は、日程を調整しますので、事前に学校教育課まで連絡を入れてください。）

その他

- ・ 詳細については、面接時にお伝えします。
- ・ 不明な点は、学校教育課までお問い合わせください。
- ・ 臨時的任用職員は、「地方公務員法」に基づき任用される一般職の地方公務員です。地方公務員法に適用される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、地方公務員法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。

